

## 既存不適格建築物の増築等に係る確認申請における提出図書等 【既存不適格調書と添付図書】

法第6条1号～3号建築物

法第6条4号建築物（非木造）

検査済証の交付がある場合

検査済証の交付がない場合

目視上、既存建築物が  
確認申請図書と一致

目視上、既存建築物が  
確認申請図書と不一致  
【検査済証交付以降に確認申請不要の増改築等の工事がある場合】

Case 1

①	既存不適格調書(様式第1号)
②	既存建築物状況報告書(様式第2号)
③	—
④	—
⑤	—
⑥	—
⑦	確認申請図書の写し
⑧	検査済証の写し
⑨	確認済証の写し
⑩	—

Case 2

①	既存不適格調書(様式第1号)
②	既存建築物状況報告書(様式第2号)
③	現況調査書(様式第3号)
④	現況図
⑤	施工状況確認報告書(様式第4号)
⑥	—
⑦	確認申請図書の写し
⑧	検査済証の写し
⑨	確認済証の写し
⑩	登記事項証明書等

【確認申請図書を紛失した場合】

既存部分が検査済証の交付を受けた部分と一致しているか否かを明確にできないことから、現況調査及び聴き取り調査を実施し、③現況調査書 ④現況図 ⑤施工状況確認書(特例あり)を作成することにより、既存不適格となっている既存部分及び既存部分が建設当時の建築基準関係規定(基準時以前の法令)に適合していることの確認を行う必要がある。

【検査済証交付の特例】  
検査済証が交付されている場合、  
■ ③現況調査書 ④現況図 ⑤施工状況確認報告書の作成は不要。

【検査済証交付の特例】  
検査済証が交付されている場合、  
■ 検査後の増築(確認申請不要な増築に限る)がEXP. J等を用いて行われている場合、  
■ 検査対象部分の⑤施工状況確認報告書の作成は不要。

法第6条1号～3号建築物

建設当時の法令に基づき適切に施工されたことを確認するために、完了検査と同等の現況調査を行う必要がある。

建設当時の法令に適合し、適切に施工されたことを証するための書類として、現況調査書・現況図・施工状況確認書を作成する必要がある。

Case 3

①	既存不適格調書(様式第1号)
②	既存建築物状況報告書(様式第2号)
③	現況調査書(様式第3号)
④	現況図
⑤	施工状況確認報告書(様式第4号)
⑥	—
⑦	確認申請図書の写し
⑧	—
⑨	確認済証の写し
⑩	登記事項証明書等

基準時以前の法令適合を示す図面（現況図以外）

必要に応じて、既存部分が基準時以前の法令に適合していることを示す図面として、現況図以外に下記の図面等を提出する必要がある。  
■ 構造図 ■ 防火避難規定に適合していることを示す図面  
【適用される規定に応じて、明示すべき事項が記載された図面(施行規則第1条の3第1項表(二)に準拠)】

法第6条4号建築物（非木造）

都計外にあったため確認図書が存在しない場合。

都計内にあり確認済証の交付は受けたが、検査済証の交付を受けていない場合。

Case 4

①	既存不適格調書(様式第1号)
②	既存建築物状況報告書(様式第2号)
③	現況調査書(様式第3号)
④	現況図
⑤	施工状況確認報告書(様式第4号)
⑥	工事監理実施報告書(様式第5号) 【必要な場合のみ】
⑦	確認申請図書の写し(都計内の場合)
⑧	—
⑨	確認済証の写し
⑩	登記事項証明書等

【適正な工事監理の特例】  
■ 既存部分が確認申請図書と目視上、一致すること(都市計画区域内にある場合)及び、適正に工事監理が行われたことが確認できた場合は、⑤施工状況確認報告書の作成は不要。  
■ 適正な工事監理が行われたことが確認できる場合、「既存建築物状況報告書(第2号様式)」の工事監理者欄に記載。  
■ 適正に工事監理が行われたことを証するものとして、「工事監理実施報告書(第5号様式)」を提出。

【検査を受けていない場合の基本的な考え方】

検査を受けていない場合は、完了検査と同等の調査を行うことにより、既存不適格となっている既存部分、及び既存部分が新築又は増築等の時期における建築基準関係規定(基準時以前の法令)に適合していることの確認を行う必要がある。  
また、この調査に基づき ③現況調査書 ④現況図 ⑤施工状況確認書を作成する必要があり、特に、目視での現地調査が困難な構造強度規定に関しては、⑤施工状況確認書の作成し報告する必要がある。

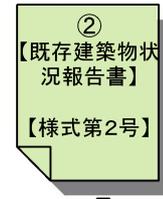
※ 各ケースにおける提出図書等の番号は、「事務処理要領」の提出図書等で説明する図書等の番号に同じ。

# 検査済証の交付がある場合

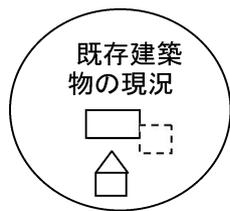


- ①基準時
- ②不適格条項
- ③不適格の概要
- ④基準時以後の確認及び工事種別

+



- ①確認図書との照合又は適切な施工の確認に関する事
- ②確認済証・検査済証に関する事
- ③工事監理者に関する事
- ④工事履歴
- ⑥建築年における法令適合に確認する旨の記載
- ⑦構造耐力上主要な部分の劣化状況

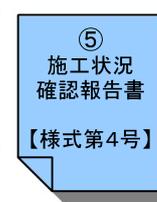
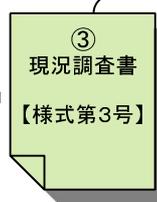


一致  
↓  
Case 1



不一致  
↓  
Case 2

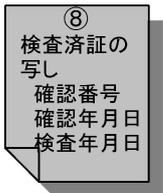
- 【記載事項】
- ①今回増改築工事の概要
  - ②調査結果概要(集団規定・構造強度規定・単体規定)
- 【チェックリスト】
- ①集団規定 ②構造強度規定 ③単体規定の各条項に関する調査 → 適法・既存不適格を判定



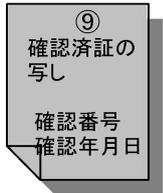
④現況図には、検査後の増築、模様替え・修繕等の工事履歴を記載する。

**【検査済証交付の特例】**  
検査済証の交付以降、増築が行われているが、EXP.J等を用いて接続されている場合は、検査対象部分の⑤施工状況確認報告書の作成は不要。

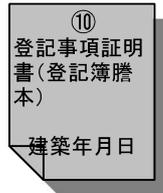
【検査済証・確認済証を紛失した場合】  
確認台帳の記載事項証明に代えることができる。(審査機関で証明)



+



+

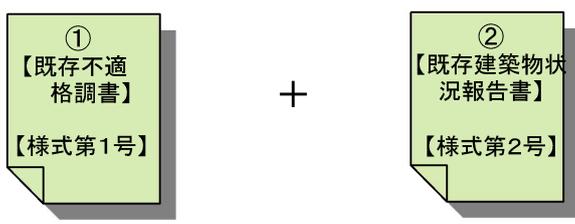


- ①工事の時期を確認
- ②建築当時の法適合を確認
- ③適切な施工を確認

Case 2 の場合に添付

検査済証取得以降に、確認申請不要の増改築工事がある場合に提出。(登記してある場合のみ)

**検査済証の交付がない場合**



**【検査を受けていない場合の基本的な考え方】**

検査を受けていない場合は、完了検査と同等の調査を行うことにより、既存不適格となっている既存部分及び、既存部分が新築又は増築等の時期における建築基準関係規定(基準時以前の法令)に適合していることの確認を行う必要があります。

また、この調査に基づき ③現況調査書 ④現況図 ⑤施工状況確認報告書 を作成する必要があり、特に、目視での現地調査が困難な構造強度規定に関しては、⑤施工状況確認報告書 を作成し報告していただきます。

